

論文委員会 運営要綱

(役 割)

第1条 論文委員会は、部門誌に投稿される論文、資料および研究開発レター（以下論文等という）に関する事項（査読の実施、採否の判定、進捗の管理など）について審議する。

(審議事項)

第2条 論文委員会の審議事項は次の各項とする。

- (1) 投稿論文等の論文査読者の選定
- (2) 投稿論文等の掲載採否の妥当性の確認
- (3) 照会および返送の文案の作成（作成者の選定、文案の妥当性の確認）
- (4) 返送論文等に対する異議申し立てに関する意見の作成
- (5) 投稿論文等の査読等の進捗状況の把握、スケジュール管理および部門間調整
- (6) その他、部門編修委員会から指示された事項

(論文査読者の任務)

第3条 論文査読者は次の任務を担う。

- (1) 投稿論文等の査読
- (2) 照会および返送の文案の作成

(構 成)

第4条 論文委員会は各部門とも分野に応じたグループで構成し、各グループは次のメンバーとする。

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 主 査 | 1名（前任の副主査） |
| 副 主 査 | 1名（幹事か委員2年以上経験者から選出、次期主査） |
| 幹 事 | 部門編修委員会が必要と認めた人数（原則として委員1年以上経験者から選出） |
| 委 員 | 部門編修委員会が必要と認めた人数 |

2. 構成メンバーは部門編修委員会が選定し、会長名で委嘱する。
3. 必要に応じ幹事会を置くことができる。
4. 必要に応じ Advisory Board を置くことができる。

(任 期)

第5条 主査・副主査・幹事の任期は1年、委員は2年とし、それぞれ3月末に改選する。

2. 幹事および委員は再任を妨げない。

(開 催)

第6条 各部門の部門編修委員会委員長または各グループの主査が必要と認めた場合、グループごとに招集して開催する。

(事 務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

(付則)

1. 本運営要綱は平成3年3月26日、理事会において承認制定。
2. 本運営要綱は平成9年7月24日、編修会議において改正。

3. 本運営要綱は平成9年7月24日より施行する。
4. 本運営要綱は平成9年10月1日、理事会において一部改正。
5. 本運営要綱は平成11年2月10日、編修会議において改正。
6. 本運営要綱は平成12年4月12日、編修会議において改正。
7. 本運営要綱は平成12年4月12日より施行する。
8. 本運営要綱は平成20年1月18日、編修会議において一部改正。
9. 本運営要綱は平成22年9月30日、編修会議において一部改正、同日より施行。
10. 本運営要綱は平成23年10月7日、編修会議において一部改正、同日より施行。